

平成26年(ワ)第11499号 損害賠償請求事件

原告 大野佳奈子

被告 医療法人高寿会 外1名

## 原告準備書面(6)

平成27年10月19日

大阪地方裁判所 第22民事部合議1係 御中

原告訴訟代理人

弁護士 高橋典明

弁護士 上出恭子

弁護士 和田香



被告医療法人高寿会(以下「被告高寿会」という。)の安全配慮義務の内容については、原告は平成27年3月10日付け原告準備書面(2)によりその具体的内容を主張したが、これに対して被告高寿会は同年5月7日付け準備書面で簡単な認否のみをしているに留まる。

このため、原告の主張を補充するので、これに対して被告高寿会は具体的な認否・反論をされたい。

### 第1 原告準備書面(2)により主張した被告高寿会の安全配慮義務の内容

- 1 亡輝民が前年の実習時の心理的負荷から失踪した事情を、留年時の担任に適切に引き継ぐ義務
- 2 上記引継ぎ内容を踏まえ、留年時の実習の研修先及び実習時期の適切な選択を行う義務

3 実習が開始されてからは、実習が適性・安全に進められるよう適宜、実習状況を確認し、亡輝民に強い心理的負荷がかかることがないように亡輝民に対する適切な指導・助言をするとともに、実習先に対しても必要な申入れ・環境調整を行う義務

## 第2 本準備書面で追加的に主張する安全配慮義務の内容

実習開始に先立ち実習先に実習生である輝民の状況と実習に際し特に配慮すべき事項を伝える義務

## 第3 上記安全配慮義務違反にあたる具体的な行為

### 1 留年時の担任へ適切に引継ぐ義務違反

前年度の輝民の担任であった■■■■教員へは、留年時の担任となった■■■■教員に対しては「『あとは実習の方をよろしくね』程度しか引き継いでいないと思います。」と述べており、■■■■教員も顛末書（甲8）については引き継いでいない。後述するとおり、■■■■教員は留年生については個別に指導をした経験もなく、■■■■教員からの上記のような簡単な引継程度で、輝民の実情を十分に把握出来ていたとは考えられない。

### 2 適切な実習先の選定義務違反

近畿リハ学院において、辻クリニックは、実習時の指導が厳しい実習先であることは学生の間では有名な事実であり（学生の間では「ワースト1」の評価であった。）、また教師の間でもその厳しさはよく認識されていた。

このため亡輝民は、学校から実習先が辻クリニックであることを知らされて大変なショックを受け、ひどく動揺していた。輝民は、前年度の実習中止で精神的に追い詰められており、「厳しい実習先」を選択されたことにより精神的に大きなプレッシャーを与えられたものである。

ところで、近畿リハ学院では、実習先の選定は、当時の担任の■■■■教員と■■■■学科長によりなされた。ところが、■■■■教員は、近畿リハ学院では担任経験が2年目であり、35名の担任であったうえに留年生が13名もいた（第二学

科の学生数は定員40名をオーバーする合計48名)。■教員は、担任の35名については、1年間指導していたため、それぞれの個性や適性はある程度理解していたが、留年生13名については全く指導もしておらず、13名という数からして、輝民を含む個別の留年生の個性や適性をキチンと把握できていなかった。したがって、輝民の実習先の選定についても、輝民が前年の実習の負荷により「心因性健忘」という病気を発症したこと、「実習については負荷が大きくなりすぎないよう。」という精神科医からの診断書(甲4)が学校に提出されていたにも関わらず、そのような配慮は全くなされずに、実習先として辻クリニックが安易に選定された。■教員は、辻クリニックは出される課題も多く、なかなか実習生に「OK」を出さない指導先であることは認識しており、辻クリニックで以前自信を喪失した学生から相談を受けていた経験も有していた。したがって、慎重に判断すれば輝民が実習先からのプレッシャーによって精神的に追い込まれる可能性があることは十分想定可能であったところ、■教員は多忙と大勢の学生の実習先の選定作業のために、輝民についての実習先から大きなプレッシャーをうけるリスクを想定することができず、「卒業生がバイザーをしているから大丈夫だろう。」程度の判断で、■学科長との相談のうえ安易に辻クリニックを選定した。

以上が近畿リハ学院の輝民の実習先選定の事情であり、輝民の前年度の実習中止とそれによる同人の精神的負担を適切に配慮したうえで近畿リハ学院が適切に実習先を選定したとはいえない。

### 3 実習時期の選定について

輝民については前年度が実習中止となり、「もう後がない」今年度の実習のプレッシャーが輝民には極めて大きかったのであるから、輝民に精神的余裕を与えるために平成24年9月からの実習時期を選定することも可能であった。しかしながら、近畿リハ学院は、他校が毎年10月ころまでに実習を終わらせるために、11月以降の実習先を見つけることが容易であったため、安易に

実習時期を11月からとしたものである。また、近畿リハ学院としては、留年生の個別の事情にしたがって、休学や復学の時期を決めるのではなく、学校側の管理の容易さを優先して、復学する留年生全員を9月でまとめたうえ、輝民に11月実習を指示していたにすぎない。

#### 4 実習開始時に実習先に伝えた事項について

輝民の実習開始前に近畿リハ学院の■■■■教員は、実習先の辻クリニックを訪問し、「前年度の実習中に輝民が失踪したことを報告している」と被告高寿会は主張する（平成26年6月27日付け被告高寿会準備書面5頁）。

しかし被告一裕会の平成27年6月25日付け第2準備書面3頁によれば、「被告一裕会の職員、特に亡輝民氏の教育に携わった職員は、亡輝民氏が精神疾患に罹患した既往を有し、或いは精神疾患に罹患しやすいことなど全く知らされていなかった。」と主張しており、被告一裕会に対して、輝民の精神科医が近畿リハ学院に伝えていた「実習について負荷が大きくなりすぎないように。」とのアドバイス（甲4）は、被告一裕会の職員に理解されるような形では伝えられていなかったことが明らかである。

被告高寿会としては、精神科の医師の診断書も見ており、当然実習先にも輝民については、「負荷が過重であったり、精神的プレッシャーをかけない」ように特に伝達しておくべきであったところ、一般的な「優秀であるがガンバリ過ぎるところがあるので様子を見ながら指導してもらえよう伝える。」（甲5 3頁）程度の伝達しかしていない。これでは、実習先の担当者は、「過重な負荷は厳禁」とか「精神的プレッシャーは適切でない。」とかは理解できるはずもなく、現実には「指導」の名のもとに精神的プレッシャーをかけていたのである。なお、どのような実習生に対してでも、過度の精神的プレッシャーをかけることは、「指導」の名目であっても許されないことは当然である。

#### 5 実習開始後のフォローの不備について

ア 実際に実習が開始されてからは、11月14日のメールで輝民から「今のと

ころは、継続して行っておりますが、昨日帰らされかけました。謝罪してどうか帰らずに済みましたが。予想通りプレッシャーが強い環境で、一次評価で苦勞しています。気を使いすぎて思うように考えられない、抜けが出てしまっている状態です。」と実習において即対応することが必要となる具体的な窮状が訴えられたにもかかわらず、それに対して具体的な対処が即座にはとられなかった。

イ 翌11月15日には、輝民は、朝礼後すぐに■■■■バイザーから帰宅を指示され、その旨を■■■■教員に伝え近畿リハ学院へ赴き甲6の文書を作成の上、実習状況において苦慮している点を具体的に報告をした。

この点、甲6の文書では輝民が■■■■バイザーから、「帰るか」「次ぎやったら終了」「無視するのか」等、実習を最後まで終えることが出来ないことを意味する、輝民にとっては極めて心理的負荷の高い発言をぶつけられており、輝民が実習において過酷な状況に置かれていることが明白となっている。

しかし、■■■■教員は、その場で■■■■バイザーに電話を架けただけで、それ以上の環境調整の具体策を講じなかった。

本来近畿リハ学院としては、実習先で問題がない場合でも、実習先を訪問のうえ、バイザーと懇談を持ち実習生の実習遂行を援助しなければならない。本件のように。実習生である輝民が「SOS」を発して緊急に学校まで戻っているのであるから、本来であれば担任教員が実習先を訪問のうえ、直接バイザーと話し合い、善後策を十分議論する必要があったところ、逆に「電話で話合った」ということで実習先訪問をしないままとなっている。

基本的には、近畿リハ学院の教員の退職が続き、人員が補充されないなかで担任教員が35名の学生以外に13名の留年生も受け持たされるという過重な業務が背景にあり、このため輝民に対する心理的負荷をかける■■■■バイザーに対する対応がおざなりになってしまったものであ

る。

ウ 近畿リハ学院の担任が11月15日の直後でなくとも、11月20日から29日までの間に実習先である辻クリニックを訪問し、バイザーや輝民ともっと話合いをしていれば、輝民の自殺は十分に防止できた可能性が高い。

以上